

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H31.4.30	契約解除	変更前	営業所	717250	金焼簡易郵便局	○	熊本県天草市下浦町9523-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	067770	常陸太田岡田簡易郵便局	○	茨城県常陸太田市岡田町1733	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	327280	阿尾簡易郵便局	○	富山県氷見市阿尾479	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	327380	氷見窪簡易郵便局	○	富山県氷見市窪760	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	547620	柵原安井簡易郵便局	○	岡山県久米郡美咲町安井574-7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	617360	黒島簡易郵便局	○	愛媛県新居浜市黒島2-6-71	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	契約解除	変更前	営業所	627220	楡木簡易郵便局	○	徳島県鳴門市北灘町楡木小森40	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.1	廃止	変更前	郵便局	851040	酒田日吉町郵便局	-	山形県酒田市日吉町2-3-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.3	移転	変更前	郵便局	024570	登戸駅前郵便局	-	神奈川県川崎市多摩区登戸2570	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	024570	登戸駅前郵便局	-	神奈川県川崎市多摩区登戸2568-1	-	○	○	○	○	○	-	
R1.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	067140	水海道内守谷簡易郵便局	○	茨城県常総市内守谷町きぬの里2-22-2	-	○	○	×	○	○	-	



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R1.6.29	契約解除	変更前	郵便局	118960	長野居町簡易郵便局	○	長野県長野市居町55-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.29	契約解除	変更前	営業所	737410	五十市駅前簡易郵便局	○	宮崎県都城市久保原町4街区39	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.29	契約解除	変更前	営業所	768000	佐世保光町簡易郵便局	○	長崎県佐世保市光町1-45	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.29	契約解除	変更前	営業所	786140	下百引簡易郵便局	○	鹿児島県鹿屋市輝北町下百引171-7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.6.29	契約解除	変更前	営業所	847060	沿川簡易郵便局	○	青森県北津軽郡板柳町夕顔関西田61-1	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。